

'13.10.改定



2013年10月1日以降保険始期用



<建設事業基本特約付事業総合保険>

建設事業者の皆様
に
工事王を
お・す・す・め!





建設事業者のみならず

充実した基本補償

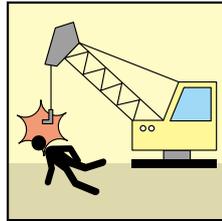
施設・業務遂行賠償責任補償



常設施設の管理不備や業務遂行中の不注意による、他人に対する身体・財物賠償損害

●事務所玄関の階段が破損しており契約に来られたお客様が転んでケガをした。

施設・請負業務遂行賠償責任補償



工事専用施設の管理不備や請負業務遂行中の不注意による、他人に対する身体・財物賠償損害

●クレーンが倒れ、通行人を死亡させた。
●クレーンが倒れ、隣接する飲食店の入口をふさぎ、営業ができなくなった。(※)
(※)財物損壊を伴わない使用不能損害 (1事故500万円限度)

費用

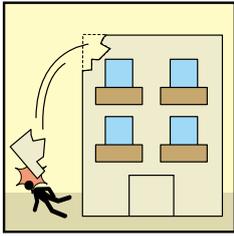
工事作業を含む業務遂行中の事故が発生した場合に『費用』、財物の損壊に対し『被害を被っていない事故賠償購入費用』として支出する。

プラス

ニーズに合わせた幅広いオプションをご用意しました。

賠償

生産物・完成作業補償特約

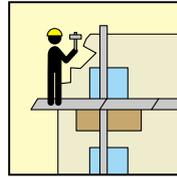


完成・引渡しをした建物等の欠陥に起因して発生した、他人の身体障害・財物損壊に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●完成し、引渡しをした建物に施工ミスがあり、壁がはがれ落ちて通行人にケガをさせた。

生産物・完成作業補償特約とセット

生産物・作業の目的物損壊補償特約

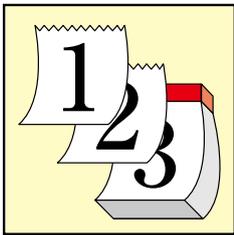


生産物・完成作業補償特約において補償する事故が発生した場合、その完成・引渡し後の建物等の修理・回収費用に対して保険金をお支払いします。



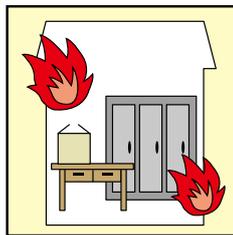
(注)工作物解体工事にはこの特約およびセットした生産物・作業の目的物損壊補償特約は適用されません。

工事遅延損害補償特約



保険証券記載の被保険者が単独で元請負人となる工事において、引渡期日直前30日以内に基本補償で補償される賠償事故が発生し、工事が遅延したことによる発注者に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

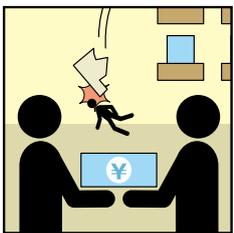
保管物補償特約



他人から受託(リース・レンタルは除きます。)した財物を被保険者の業務上の事故に起因して損壊し、損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

●増改築工事の際に、自社倉庫に保管していた発注者の家財・什器等が焼失した。

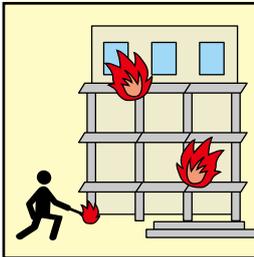
下請負時保険金優先支払特約



申込書記載の被保険者が下請負人として請け負った工事において、基本補償で補償すべき損害に関する損害額が500万円以下の場合に限り、元請事業者が加入している保険契約との比例配分を行うことなく、この**工事王**にて損害額から免責金額を控除した全額をお支払いします。



(注)土木工事・清掃施設工事・工作物



工事用物損害補償

工事用物損害補償 工事用機械器具

不測かつ突発的な事故に起因して、工事に使用した工事用仮設備・機械器具に生じた損害を補償します。

工事

メインテナンス

工事の目的物引渡し後のメインテナンス、修補作業による損害を補償します。

保

工事完了後、販売目的のために入居者や販売業者等へ引渡す場合の損害を補償します。

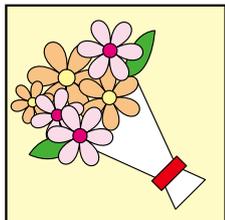
(※)新築の一戸建て住宅のみ
(注)この特約は建築一式工事

皆さまに安心して事業を行っていたか

費用補償

において、賠償責任を負担しない、ケガ等に対しては『傷害見舞金』、直接的な『財物臨時費用』、直接の周辺居住者に対しては『おわび費用』を補償します。

初期対応費用補償



工事・業務遂行中に他人へ身体賠償損害を与えた場合に慣習上支払うお見舞金や、事故の原因調査のために支出した費用損害等

- 工事が原因でガス漏れが発生し、入院した被害者に見舞品を持っていた。

発注者補償

申込書記載の被保険者が元請負人となる場合には、工事の発注者も自動的に被保険者に含まれますので、発注者も割増保険料なしで保険の補償を受けられます。

工 事 用 物

解体工事等セットできない工事があります。

工 事 用 物 損 害 補 償 特 約

偶然な事故により、工事中の建築物等に生じた損害

- 工事中の建物が放火により焼失した。

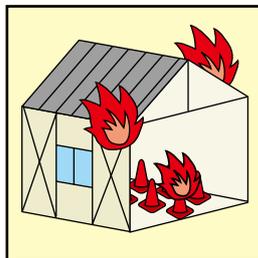
損害保険金が支払われる場合、損害を受けたことにより臨時に生じた費用として1回の事故につき500万円※を限度に損害保険金の20%を臨時費用保険金、残存物の取片づけに必要な費用として損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、高潮、洪水、内水氾濫もしくは豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れまたは寒気、霜、氷（雹を除きます。）もしくは雪によって保険の対象に生じた損害については臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金のお支払いの対象にはなりません。※陸上輸送中における損害については損害保険金、残存物取片づけ費用（清掃費用等の後片づけ費用）保険金および臨時費用保険金と合算で1回の事故につき100万円限度

事 業 用 動 産

下記の2特約の一方または両方をセットする場合には、「事業用動産損害補償基本特約」を自動的にセットします。



構内設備・什器等補償特約



工事現場以外の常設施設に収容している工事用の仮設物・仮設材、それら以外の機械設備・什器等が偶然な事故により損壊した場合の損害に対して保険金をお支払いします。

- ※上記の機械設備・什等にはリース・レンタル品を含みません。
- ※据付機械設備等の工事用仮設備、測量機器等の工事用機械器具、工具、建設用工作車等は対象外となります。



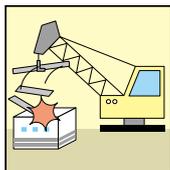
補償特約とセット

仮設備・器具補償特約

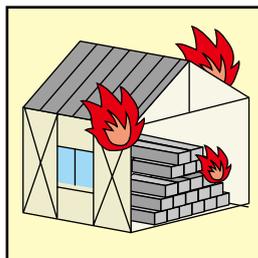
により、工事現場にある工事生じた損害

- クレーンで吊り上げた鉄骨が誤って工事用のコンプレッサーにぶつかりコンプレッサーが壊れた。

※ 工具は対象外となります。



構内工事用材料補償特約



工事現場以外の常設施設に収容している工事用の資材・部品等が偶然な事故により損壊した場合の損害に対して保険金をお支払いします。

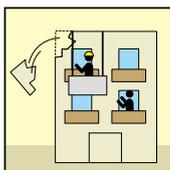
- ※ 預積みの工事用材料については、保険の対象に含まれません。



用物損害補償特約とセット

メンテナンス期間中補償特約

メンテナンス期間中（引渡し後12か月限度）に生じたおよび工事期間中の作業の欠陥により生じた損害



さらに工事種類が建築一式工事の場合

賠償責任終期特約

に管理している戸建建物（※）に生じた損害を、購入後6か月間の期間（工事完了後6か月限度）補償します。※が対象であり、長屋および共同住宅は対象となりません。※を行う事業者の方のみセット可能です。

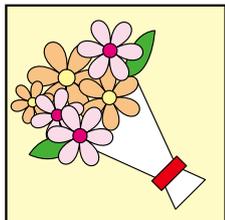


皆さまに安心して事業を行っていたか

費用補償

において、賠償責任を負担しない、ケガ等に対しては『傷害見舞金』、直接的な『財物臨時費用』、直接の周辺居住者に対しては『おわび費用』を補償します。

初期対応費用補償



工事・業務遂行中に他人へ身体賠償損害を与えた場合に慣習上支払うお見舞金や、事故の原因調査のために支出した費用損害等

- 工事が原因でガス漏れが発生し、入院した被害者に見舞品を持っていた。

発注者補償

申込書記載の被保険者が元請負人となる場合には、工事の発注者も自動的に被保険者に含まれますので、発注者も割増保険料なしで保険の補償を受けられます。

工 事 用 物

解体工事等セットできない工事があります。

工 事 用 物 損 害 補 償 特 約

偶然な事故により、工事中の建築物等に生じた損害

- 工事中の建物が放火により焼失した。

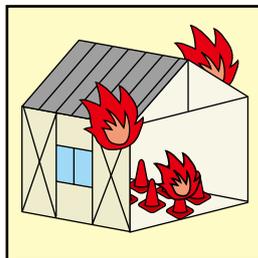
損害保険金が支払われる場合、損害を受けたことにより臨時に生じた費用として1回の事故につき500万円※を限度に損害保険金の20%を臨時費用保険金、残存物の取片づけに必要な費用として損害保険金の10%を限度に残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。ただし、高潮、洪水、内水氾濫もしくは豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れまたは寒気、霜、氷（雹を除きます。）もしくは雪によって保険の対象に生じた損害については臨時費用保険金・残存物取片づけ費用保険金のお支払いの対象にはなりません。※陸上輸送中における損害については損害保険金、残存物取片づけ費用（清掃費用等の後片づけ費用）保険金および臨時費用保険金と合算で1回の事故につき100万円限度

事 業 用 動 産

下記の2特約の一方または両方をセットする場合には、「事業用動産損害補償基本特約」を自動的にセットします。



構内設備・什器等補償特約



工事現場以外の常設施設に収容している工事用の仮設物・仮設材、それら以外の機械設備・什器等が偶然な事故により損壊した場合の損害に対して保険金をお支払いします。

- ※上記の機械設備・什等にはリース・レンタル品を含みません。
- ※据付機械設備等の工事用仮設備、測量機器等の工事用機械器具、工具、建設用工作車等は対象外となります。



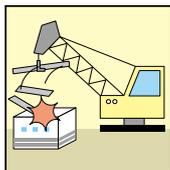
補償特約とセット

仮設備・器具補償特約

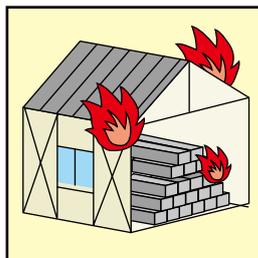
により、工事現場にある工事生じた損害

- クレーンで吊り上げた鉄骨が誤って工事用のコンプレッサーにぶつかりコンプレッサーが壊れた。

※ 工具は対象外となります。



構内工事用材料補償特約



工事現場以外の常設施設に収容している工事用の資材・部品等が偶然な事故により損壊した場合の損害に対して保険金をお支払いします。

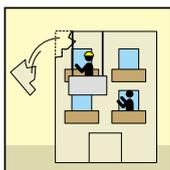
- ※ 預積みの工事用材料については、保険の対象に含まれません。



費用補償特約とセット

メンテナンス期間中補償特約

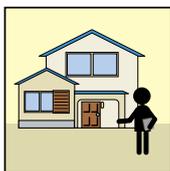
メンテナンス期間中（引渡し後12か月限度）に生じたおよび工事期間中の作業の欠陥により生じた損害



さらに工事種類が建築一式工事の場合

賠償責任終期特約

に管理している戸建建物（※）に生じた損害を、購入後6か月間の期間（工事完了後6か月限度）補償します。※が対象であり、長屋および共同住宅は対象となりません。※を行う事業者の方のみセット可能です。



どくための保険です!



お支払いする保険金

① 損害賠償金

〔身体賠償の場合〕 治療費、休業損害、慰謝料等
〔財物賠償の場合〕 修理費用等

③ 応急手当等緊急措置費用

損害が発生した場合において、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおける応急手当、護送、その他緊急措置等のために要した費用

⑤ 保険会社への協力費用

損害賠償請求解決を弊社と協力するために要した費用

② 損害発生・拡大防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用(事前に弊社の承認が必要となります。)

④ 権利保全・行使費用

他人に損害賠償を請求できる場合の権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用(事前に弊社の承認が必要となります。)

⑥ 争訟費用

損害賠償請求に関する訴訟、仲裁、和解、調停、その他一切の争訟費用(事前に弊社の承認が必要となります。)

お支払いする保険金の限度額は

1回の事故についての共通支払限度額は、**5,000万円、1億円、3億円、5億円、10億円**からお選びいただけます。

※塗装作業(建築工事等、他の工事の工程において行う塗装作業を含みます。)における塗料等の飛散・拡散による賠償事故支払保険金の額は、1請負工事あたり100万円が限度となります。

1回の事故についての免責金額は、**1万円、3万円、5万円、10万円、20万円**からお選びいただけます。

※塗装作業(建築工事等、他の工事の工程において行う塗装作業を含みます。)における塗料等の飛散・拡散による賠償事故免責金額は10万円となります。

(基本補償において免責金額20万円をお選びいただいた場合は20万円となります。)

※特約の支払限度額・免責金額につきましては、裏面の **主な特約の支払限度額・免責金額について** をご覧ください。

対象となる事業者

◆ **把握可能な最近の会計年度における売上高が200億円以下の事業者が対象となります。**

(※)把握可能な最近の会計年度における売上高が30億円を超える事業者の場合は、事業用動産に関する「構内設備・什器等補償特約」をセットすることができません。

(※)1工事あたりの請負金額が30億円を超える工事がある事業者の場合は、工事用物に関するすべてのオプション特約をセットすることができません

(※)工事業以外の売上高が全体の売上高の20%を超える事業者や、全体の売上高の20%以内である工事業以外を補償の対象外とする事業者については、

- ① 工事業以外の原因による損害は補償の対象外となります。
- ② 事業用動産に関する「構内設備・什器等補償特約」をセットすることができません。

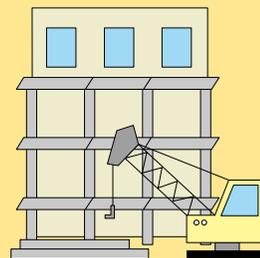
◆ 『元請負人となる工事のみ』に補償を限定することができます。この場合は、

- ① 元請負人となる工事以外の原因による損害は補償の対象外となります。
- ② 事業用動産に関する「構内設備・什器等補償特約」、「下請負時保険金優先支払特約」をセットすることができません。

◆ 保険料の払込方法が集団扱(一括払・分割払)の場合には、『**特定の元請負人と締結した下請契約において下請負人となる工事のみ**』に補償を限定することができます。この場合は、

- ① 特定の元請負人から請負う下請工事以外の原因による損害は補償の対象外となります。
- ② 事業用動産に関する「構内設備・什器等補償特約」をセットすることができません。

*各種発電施設・設備工事、ダム建設工事、工作物解体工事を主体とする事業者はお引き受けの対象外となります。



保険料の割引制度

経営事項審査評点割引

5%~30%割引

経営事項審査を受けている建設事業者には、経営事項審査結果(総合評定値)の点数により適用します。

電話でできる法律相談サービス

身体賠償損害が発生した場合
にご利用いただけます。

30分間無料

※財物賠償損害、労災事故についてのご相談は本サービスの対象となりません。
※本サービスをご利用いただく際には、事前に弊社に事故の報告を済ませてください。
※本サービスは、弊社提携会社により提供しています。
※詳しくは、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

主な特約の支払限度額・免責金額について

特約の種類	支払限度額	免責金額
生産物・完成作業補償特約	基本補償の共通支払限度額に含まれます。	下記(*)を参照ください。
生産物・作業の目的物損壊補償特約	保険期間を通じて500万円が限度となります。	下記(*)を参照ください。
工事遅延損害補償特約	保険期間を通じて500万円が限度となります。 1事故あたりの支払限度額は次の算式により算出した額とします。 (工事請負代金額-工事の出来形部分に対する請負代金相当額) × 遅滞日数 × 3.2 / 10,000 ※遅滞日数は翌日起算となります。	下記(*)を参照ください。
保管物補償特約	保険期間を通じて、100万円、500万円、1,000万円からお選びいただいた額が限度となります。 (注)いずれの額をお選びいただいた場合においても、建設用工作車両の損害については保険期間を通じて100万円が限度となります。	下記(*)を参照ください。
工事用物損害補償特約	1事故につき対象工事の請負金額が限度となります。 保険期間を通じて年間の完成工事高が限度となります。	1事故につき、5万円、10万円からお選びいただいた額となります。 (火災、落雷、破裂・爆発による損害に対しては免責金額を適用しません。)
保険責任終期特約		
メンテナンス期間中補償特約	1事故につき対象工事の請負金額が限度となります。 保険期間を通じて年間の完成工事高が限度となります。	損害額の20%または50万円のいずれか高い額となります。
工事用仮設備・工事用機械器具補償特約	保険期間を通じて500万円が限度となります。	1事故につき10万円となります。
構内設備・什器等補償特約	基本補償の共通支払限度額に含まれます。	下記(*)を参照ください。
構内工事用材料補償特約	保険期間を通じて1,000万円が限度となります。	下記(*)を参照ください。
塗装作業の免責金額特約(A)	基本補償の共通支払限度額に含まれます。 (注)塗装作業(建築工事等、他の工事の工程において行う塗装作業を含みます。)における塗料等の飛散・拡散による賠償事故支払保険金の額は、1請負工事あたり100万円が限度となります。	1事故につき10万円となります。 (ただし、基本補償において免責金額20万円をお選びいただいた場合は1事故につき20万円となります。)

(*)免責金額は、1・3・5・10・20万円からお選びいただけます。お選びいただいた免責金額は、上表(*)記載の全ての特約において同額となります。

ご注意

- 保険料は売上高(完成工事高)・工事の種類・補償内容(特約の有無を含みます)・支払限度額・免責金額等により決定されます。実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書をご確認ください。また、詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
※実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書をご確認ください。
- 保険期間(保険のご契約期間をいいます。)は、1年間となります(1年末満の短期契約および1年を超える長期契約はできません)。
※実際にご契約いただく保険期間につきましては、申込書をご確認ください。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払のほか、複数回に分けて払い込む分割払、集団扱(一括払・分割払)、大口分割払等があります。分割払の場合、所定の保険料の割増が適用されます。また分割払等では、口座振替による払い込みもご利用いただけます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- 満期時の保険料の精算は必要ありません。ただし、保険契約締結時において、営業開始後1年を経過していない等の場合には精算が必要となります。
- この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。特に、保険料分割払特約(大口)をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。
- 事故の際、弊社は直接被害者の方と示談交渉はいたしません。
- 賠償金額の決定につきましては、事前に弊社の承認が必要です。

用語のご説明

- 被保険者：保険の補償を受けられる方をいいます(ただし、損害賠償請求権者を除きます。)
- 免責金額：お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には保険金をお支払いすることができません。

共通

- ①ご契約者・被保険者またはこれらの法定代理人の故意による損害
- ②戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- ③地震、噴火、またはこれらによる津波により生じた損害
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染されたものの放射性、爆発性、その他の有害な特性等による損害

など

賠償責任

【賠償責任補償条項 共通】

- ①洪水および類似の自然変象、環境汚染、被保険者または第三者が廃棄したもの、石綿または石綿を含む製品、じんあい、騒音、動物の所有、使用または管理による損害賠償責任
- ②石油物質の流出を原因とした水の汚染による他人の財物損壊、漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下に対する損害賠償責任
- ③被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- ④記名被保険者の使用者、下請負人、下請負人の使用者が記名被保険者の業務に従事中に被った身体障害による損害賠償責任
- ⑤航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。）等の所有、使用もしくは管理または業務の遂行による損害賠償責任
- ⑥弁護士、会計士、建築士、設計士等が行う専門的職業行為による損害賠償責任
- ⑦電子機器類の日付認識に関する誤作動や機能喪失による損害賠償責任
- ⑧LPガス販売業務の遂行またはその結果による損害賠償責任

【賠償責任補償条項 生産物・業務の結果危険】

- ①被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、売買もしくは引渡した生産物または行った業務の結果による損害賠償責任
- ②生産物または業務の結果が所期の効能・性能を発揮しなかったことによる損害
- ③次に掲げる生産物による損害
 - ア. 医薬品（治験薬を含みます。）、化粧品、医療用具（薬事法第39条に定める届出を必要とするもの）
 - イ. 農薬、殺虫剤、除草剤、肥料、飼料、たばこ
 - ウ. 自動車、航空機、船舶（ジェットスキーを含みます。）、およびこれらの運行・操縦のために設計・使用される部品
- ④生産物が原料または部品等として使用されている財物や、生産物を用いて製造・生産・加工される財物の損壊による費用

など

【賠償責任補償条項 保管物危険】

- ①ご契約者、被保険者およびその代理人が行った保管物の盗難または詐取による損害賠償責任
- ②被保険者、代理人、同居の親族の所有・使用する保管物の損壊、紛失、もしくは盗取されたことによる損害賠償責任
- ③保管物の欠陥、自然の消耗または物質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれまたはねずみ食い、虫食い等の損壊による損害賠償責任
- ④リースまたはレンタルされた保管物の損害に対して負担する損害賠償責任
- ⑤通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による保管物の損壊により生じた損害

など

【賠償責任補償条項 その他】

- ①屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による損害賠償責任
- ②被保険者またはその下請負人が行う地下工事、基礎工事、または土地の掘削工事（※）に伴う次の事由による損害賠償責任
 - ア. 土地の沈下・隆起・移動・振動または土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
 - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出・流入による地上の構築物（基礎を含みます。）・その収容物もしくは付属物または土地の損壊
 - ウ. 地下水の増減

（※）全ての請負工事種類において作業の一環として行う掘削工事を含みます。

など

工事用物損害

- ①風、雨、雹（ひょう）もしくは砂塵の吹込みまたは漏入による損害
- ②差押え、微発、没収、破壊等公権力の行使による損害（消防・避難の場合を除きます。）
- ③損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害
- ④残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- ⑤植物の枯死、保険の対象の性質もしくは欠陥、自然の消耗もしくは劣化による損害
- ⑥火災・落雷・破裂・爆発を除く温度・湿度の変化またはコンクリートの強度不足による損害
- ⑦工事用仮設材として使用される矢板・杭等の打込みまたは引き抜きの際に生じた損害
- ⑧次に掲げるものに要する費用損害（弊社が復旧費の一部と認める場合にはお支払いすることがあります。）
 - 欠陥の除去費用、止水・排水または排土費用、除雪費用、仮修理費用、工事内容変更等による増加費用、復旧方法の研究費用、復旧作業の手待ち費用等
- ⑨土木工事部分に生じた次の損害または費用
 - 設計・施工・材質・製作の欠陥による損害または費用、掘削工事の余振り・肌落ちの損害、しゅんせつ部分の埋没・隆起の損害、捨石等の洗掘・沈下・移動による損害、土砂の圧密沈下による埋立・盛土・整地工事費用
- ⑩陸上輸送の際の荷造りの欠陥、運送の遅延による損害、貨物の安全な輸送に適していないことによる損害

など

事業用動産損害

- ①ご契約者、被保険者の重大な過失またはそれらの者が加担した不誠実行為等による損害
- ②保険の対象の欠陥、自然の消耗、性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、またはねずみ食い、虫食い等による損害
- ③保険の対象に加工を施した場合の、加工着手後に生じた損害
- ④保険の対象に対する修理・清掃作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害
- ⑤詐欺または横領にかかったことによる損害
- ⑥無資格運転または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、麻薬等の使用により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による損害
- ⑦汚損、塗料のがれ落ち等外観上の損傷で、保険の対象の機能に直接関係のない損害（これら以外の損害と同時に生じた場合を除きます。）
- ⑧テープ、カード、ディスク等記録媒体に記録されているプログラム、データ類のみの損害
- ⑨冷凍（冷蔵）装置のまたは設備の破壊、変調、機能停止等による温度変化による損害
- ⑩手形または小切手に盗難事故が発生した場合の、金利損害、手形または小切手の不渡損害、拒絶支払による損害

など

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客さまセンター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になります。
●平日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除く）
●土日祝：午前9:00～午後5:00（除きます。）

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になります。
24時間・365日
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客さまの声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になります。
●平日：午前9:00～午後7:00
（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）
※電話料金はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払いの際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合を除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとなりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過しても保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、速滞なく取扱代理店・営業社員またはセーフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届の住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、該事案が他の引受保険会社の代理店を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000（大代表）
http://www.fujikasai.co.jp/

お問い合わせは